

シルバー派遣事業

長野県シルバー人材センター連合会が、厚生労働大臣に届け出ることで実施することができます。

これまでの請負や委任による就業ではできなかった従業員との混在した働き方や、指揮命令を伴う業務をシルバー派遣事業では可能となります。

シルバー派遣事業の利用料金

$$\text{①派遣会員の賃金} + \text{②派遣手数料} + \text{消費税} = \text{シルバー派遣料金}$$

※上記のほか、通勤交通費が加算されます。

シルバー派遣事業を利用するまでの流れ

- ① 依頼**
長野県シルバー人材センター連合会上田地域事務所(以下当事務所)にお問い合わせください。
- ② 相談
派遣料金の見積**
派遣の仕組み等の説明と、就業方法の確認、および派遣料金等について説明します。
- ③ 契約**
当事務所と派遣基本契約および派遣個別契約を締結いたします。
- ④ 派遣通知書**
派遣業務に従事する派遣会員について、当事務所から派遣通知書にて通知します。
- ⑤ 派遣先台帳の整備**
派遣先においても派遣会員について台帳で管理しなければなりません。

公益社団法人
長野県シルバー人材センター連合会

上田地域事務所
(上田地域シルバー人材センター 上田事務所)
〒386-0027 長野県上田市常磐城 3-2-10
TEL.0268-23-6002

丸子支所 〒386-0404 上田市上丸子 1600-1
TEL.0268-43-0333

東御支所 〒389-0404 東御市大日向 337
TEL.0268-61-6565

真田支所 〒386-2201 上田市真田町長 7178-2
TEL.0268-72-4433

長和支所 〒386-0602 小県郡長和町長久保 2191-21
TEL.0268-68-0888

受注形態による違い

請負・委任	派遣事業
事業主体	(公社)長野県シルバー人材センター連合会 上田地域事務所
契約	(公社)長野県シルバー人材センター連合会との派遣契約 派遣法による契約書類
身分	派遣労働会員
会員	就業形態
会員との雇用関係はない 基本／週20時間とする ※会員のみで独立して就業できる作業 ※指揮・命令はなし、混在作業は不可、 修業期間は人が基準 会員就業基準による	県連合会と会員の雇用契約で派遣先に就業 基本／週20時間とする ※発注者の指揮・命令による就業 ※混在作業可能 派遣期間は60歳以上のため、期間制限の定めなし 派遣会員就業規則 (長野県シルバー人材センター連合会)
会員就業規約が適用	会員への作業依頼 派遣法に基づく各種書面契約
電話等	就業報告
月末締め 翌5日までに(公社)上田地域シルバー人材センターへ提出	月末締め 翌5日までに勤務実績表を県連合会上田地域事務所へ提出
請求	勤務実績表により県連合会上田地域事務所として請求
月末締め シルバー人材センターから請求	請求代金支払日
月末締め翌月20日までに入金	就業月の翌月20日までに入金
会員への支払日	会員への支払日
翌月20日支払い (金融機関休日の場合は翌営業日)	就業月の翌月20日支払い (金融機関休日の場合は翌営業日)
傷害事故	傷害事故
シルバー人材センター団体傷害保険により対応	シルバー人材センター連合会労災保険により対応
損害事故	損害事故
シルバー人材センター損害補償保険により対応	派遣先で対応、シルバー人材センターには補償する義務はない
自動車事故	自動車事故
車両を使う作業は派遣で対応	派遣先の自動車保険で対応
手数料等	手数料等
配分金に対して11%	賃金に対して原則20%
消費税	消費税
内税	外税
主な関係法令	労働者派遣法 個人情報保護法 労働基準法 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢法) 個人情報保護法 労働安全衛生法

シルバー人材センター

派遣事業のご案内



経験豊かな
シルバー世代に
お任せください。

即、実践力
頼りになります!

公益社団法人
長野県シルバー人材センター連合会
上田地域事務所
(上田地域シルバー人材センター)

シルバー派遣事業のしくみ

働く喜び
いつまでも

会員 (派遣労働者)

- 派遣就業を希望するシルバー人材センター会員は、派遣労働会員として登録します。
- 派遣労働登録会員は、長野県シルバー人材センター連合会と雇用契約を結び、その契約に基づき就業します。
- 就業の範囲は下記のとおりです。

臨時的かつ 短期的な就業

- 任意的な就業で月10日程度

軽易な業務

- 1週間当たりの労働時間が概ね20時間未満又は29時間未満※
※県知事の指定を受けた業種及び職種は29時間まで可

- 派遣先の指揮・命令を受けて就業します。
- 働いた対価は、長野県シルバー人材センター連合会から「賃金」として支払われます。
- 労災保険の適用はありますが、社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用はありません。
- 週20時間を超えて就業した場合は、雇用保険の対象になります。
- 派遣就業になじまないと判断される場合は、就業をやめていただくことがあります。
- 受託事業、派遣事業双方で就業することができます。
- 6ヶ月以上継続勤務した派遣会員は、年次有給休暇を取得できます。
(有給休暇日数は、就業日数・時間により各人異なります)



指揮・命令

公益社団法人
長野県シルバー人材センター連合会

上田地域事務所（上田地域シルバー人材センター）

派遣事業主は「長野県シルバー人材センター連合会」です。上田地域シルバー人材センターは、連合会の上田地域事務所として上田地域の派遣事業を行います。

雇用関係

賃金支払

派遣契約

派遣料金

事業主 (派遣先)

- 職業能力等、適正を満たした会員を派遣します。但し、対応できる会員がない時は派遣できない場合もあります。
- 派遣業務には、適用除外業務※があり、危険有害と判断される業務には派遣できません。
- センターの派遣登録会員は60歳以上のため、期間制限の対象外となり、3年を超えて同じ会員が同一業務で就業できます。
(抵触日はありません)
- 派遣労働会員は、派遣先の指揮・命令を受けて業務にあたります。
- 事前の面接や履歴書の送付の要請等、会員を特定する行為は労働者派遣法により禁止されています。
- 派遣利用料は、長野県シルバー人材センター連合会にお支払いいただきます。
- 派遣会員の故意、または重大な過失により生じたもの以外、法律上の賠償責任はシルバー人材センター連合会上田地域事務所に発生しません。

※港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療用関係業務。

※危険または有害な作業等、各種法令に抵触する業務や高齢者に不向きな業務など。

(次の経費は、シルバー人材センターで負担します)

- 労災保険料
- 有給休暇分の給料
- 雇用保険料が発生した時の事業主負担分
- 産業医経費



戦力不足を
補います!!